

国立研究開発法人の評価区分

(原則) Bを標準とする

研究開発に係る事務及び事業

国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に**顕著な成果**の創出や将来的な**特別な成果**の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて**顕著な成果**の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、**着実な業務運営**がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより**一層の工夫、改善等**が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて**抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等**が求められる。

(例)

成果・取組の科学的意義：「**世界で初めての成果や従来の概念を覆す**成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらす」、「**世界最高水準の達成**」

産業・経済活動の活性化・高度化への貢献：「当該分野での**世界初の成果の実用化**への道筋の明確化による事業化に向けた**大幅な進展**」

社会的価値の創出への貢献：「研究成果による新たな知見が国や**公的機関の基準・方針や取組などに反映**され、社会生活の向上に**著しく貢献**」

マネジメント・人材育成：「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による**優れた研究成果創出への貢献**」、「我が国において**政策的に重要**であるが人材不足となっている分野に対し、**多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進**に係る取組の実施」

S評価には至らないが**成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献**

成果等の創出に向けた**着実な進展**

研究開発に係る事務及び事業以外

(中期目標管理法に準ずる)

【定量的指標を設定している項目】

- S：目標値の120%以上 + 質的に顕著な成果
- A：目標値の120%以上
- B：目標値の100%以上120%未満
- C：目標値の80%以上100%未満
- D：目標値の80%未満

【定量的指標の設定が困難な項目】

- S：-
- A：難易度を高く設定した項目について、目標水準を満たしている
- B：目標水準を満たしている
- C：目標水準を満たしていない
- D：抜本的な業務見直しが必要